

付 屬 資 料

付 屬 資 料

1. 環境基準〔大気汚染、水質汚濁（底質除去基準、排出基準を含む）、騒音
航空機騒音、新幹線騒音〕
2. 下水道法に基づく規制の仕組
3. 大阪市公害対策審議会答申（意見）の概要
4. 大阪市公害対策関係本部組織
5. 58年度大阪市公害関係予算総括表
6. 公害規制関係職員数
7. 公害規制関係組織機構
8. 公害関係協議会等一覧表
9. 公害年表

1 環 境 基 準

1. 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月 8日 環境庁告示第25号)
(昭和48年5月16日 環境庁告示第35号)
(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)
(昭和56年6月17日 環境庁告示第47号からの抜粋)

公告対策基本法第9条第1項による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

(1) 環境基準

- ア 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりする。
イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

- ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
イ 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
ウ 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06 ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06 ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について（昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約）

環境基準に照らして二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連續した場合には、このような取扱いは行わずに評価することとされている。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の 1日 平均値が 0.04 ppm 以下であ り、かつ、1時 間値が 0.1 ppm 以下であること。	1時間値の 1日 平均値が 10 ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20 ppm以下で あること。	1時間値の 1日 平均値が 0.10 mg/m^3 以下であ り、かつ、1時 間値が 0.20 mg $/m^3$ 以下である こと。	1時間値の 1日 平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppmまでのゾ ーン内又はそれ 以下であること。	1時間値が 0.06 ppm 以下であ ること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型 赤外分 析計を用いる方 法	濾過捕集による 重量濃度測定方 法またはこの方 法によって測定 された重量濃度 と直線的な関係 を有する量がえ られる光散乱法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは電量法

(備 考)

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、バーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応に
より生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸
化窒素を除く。）をいう。

(注)

昭和 53 年 7 月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 0.02
ppm 以下であること」となっている。

2. 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日 環告59号)

改正 昭和49年環告63号

同 昭和50年環告3号

同 昭和57年環告46号

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	クロム(6価)	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.01 <i>mg/l</i> 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.1 <i>mg/l</i> 以下	0.05 <i>mg/l</i> 以下	0.05 <i>mg/l</i> 以下	0.0005 <i>mg/l</i> 以下	検出されないこと	検出されないこと
対象水域	全公用水域								
達成期間	直ちに達成し、維持するよう努める。								

(注) 1 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。

*

2 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については年間平均値とする。

3 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

4 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。

なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離一原子吸光光度法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。

5 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001 *mg/l* 以下とする。

* 年間の測定値が0.0005 *mg/l* を超える検体数が、調査対象検体数の37%以上である場合を不適とする。(昭和49年12月23日付 環水管第182号 環境庁水質保全局長通達)

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

類型 利用目的の適応性 項 目	AA	A	B	C	D	E
水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	工業用水 3 級 環境保全	
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 mg/l 以下	2 mg/l 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	8 mg/l 以下	10 mg/l 以下
浮遊物質量 (SS)	25 mg/l 以下	25 mg/l 以下	25 mg/l 以下	50 mg/l 以下	100 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/l 以上	7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上	2 mg/l 以上
大腸菌群数	50 MPN /100 ml 以下	1,000 MPN /100 ml 以下	5,000 MPN /100 ml 以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1 のとおりとする。					

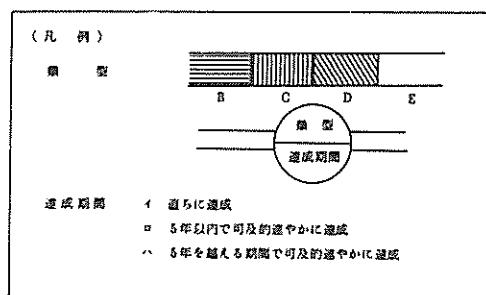
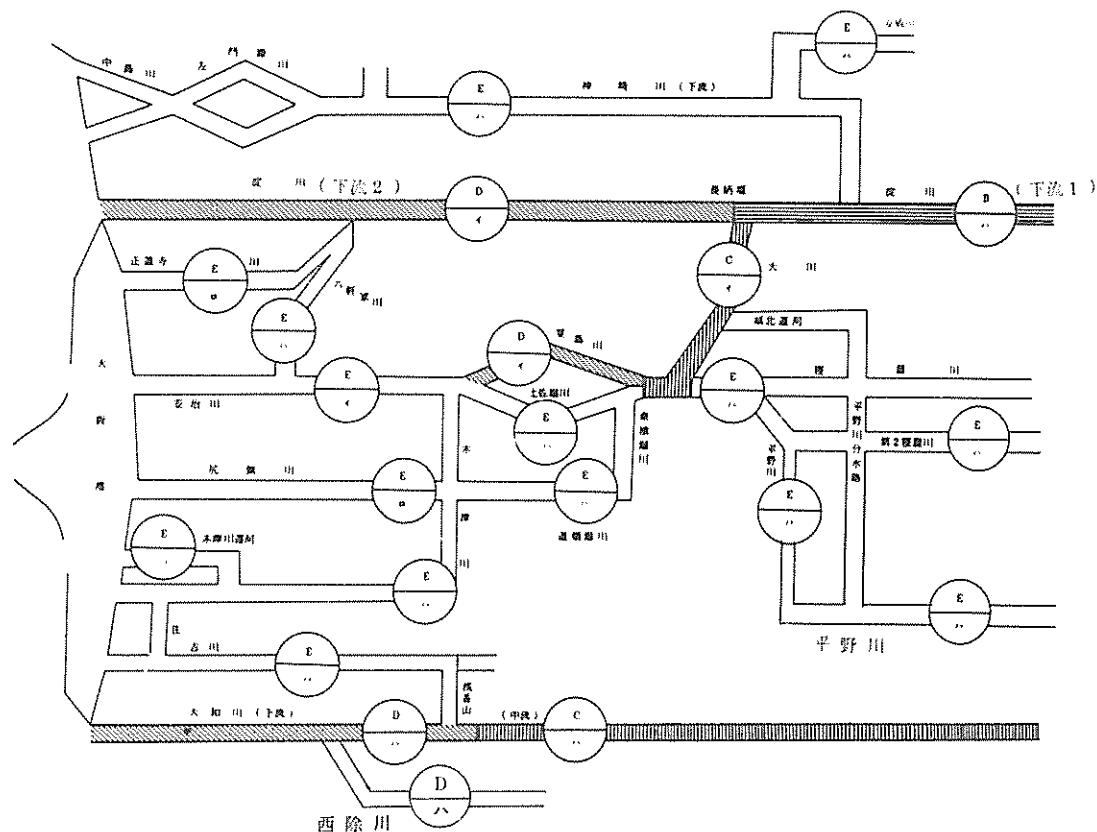
- (注) 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。
- 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
- 4 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
水道 2 級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
- 5 水産 1 級：ヤヤメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。
水産 3 級：コイ、フナ等 β 一中腐水性水域の水産生物用。
- 6 工業用水 1 級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの。
- 7 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

イ 海 域

項 目 利用目的の適応性	類型	A	B	C	対象水域等
	水産1級 水自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	環境保全		
水素イオン濃度(pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下		
化学的酸素要求量(COD)	2mg/l以下	3mg/l以下	8mg/l以下		対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-2のとおりとする。
溶存酸素量(DO)	7.5mg/l以上	5mg/l以上	2mg/l以上		
大腸菌群数	1,000MPN/100ml以下	—	—		
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	—		

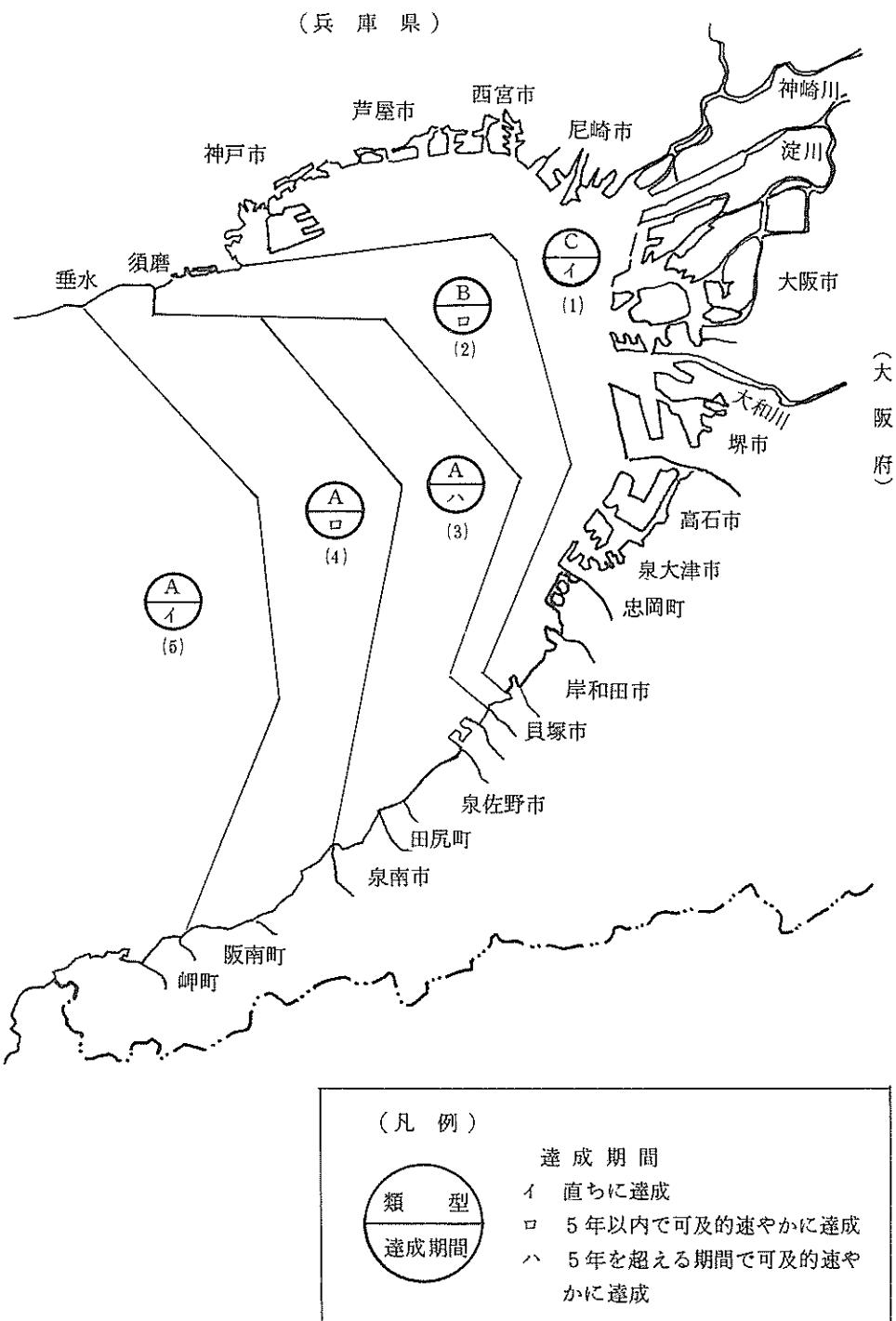
- (注) 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。
- 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
- 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

図-1 大阪市内河川水質環境基準類型図



(注) 平野川、第2寝屋川は昭和50年10月に指定、大阪港は昭和46年12月、他は昭和45年9月に指定

図-2 大阪湾環境基準類型図



(注) 昭和46年1月2月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙 1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、海域においては次式により算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼においては25 ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \quad (\text{ppm})$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

(1) 平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振巾 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。
なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね $1/2$ 以下である水域においては、50とする。

3) 2)の割合がおおむね $1/2$ を超える水域においては、100とする。

別紙 2

P C B を含む底質の暫定除去基準

P C B を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)は、10 ppm以上とする。

なお、魚介類のP C B汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準(大阪市の地域に関係あるものの抜粋)

(55. 4. 1現在)

項目	根拠法令 水質汚濁 防 止 法	大阪府公害防止条例(上乗せ)		※4 下水道法	※5 大阪市下水道 條 例
		非上水源地域	許可排出基準 (上水源地域)		
有害物質 (健康項目)	カドミウム	0.1	0.01	0.1	0.1
	ン ア ン	1	N. D.	1	1
	有機リシン	1	N. D.	1	1
	鉛	1	0.1	1	1
	クロム(6価)	0.5	0.05	0.5	0.5
	ヒ素	0.5	0.05	0.5	0.5
	総水銀	0.005	0.005	0.005	0.005
	有機水銀	N. D.※2	N. D.	N. D.	N. D.
その他 生活環境項目	P C B	0.003	0.003	0.003	0.003
	p H	5.8～8.6※1	5.8～8.6	5～9	5～9
	BOD 最高	160	別表のとおり	600	600 (2,600)
	"(日間平均値)	(120)		—	—
	COD 最高	160		—	—
	"(日間平均値)	(120)		—	—
	SS 最高	200		600	600 (2,600)
	"(日間平均値)	(150)		5	別表5 参照
	油(鉱物油)	5		30	
	"(動物植物油)	30	既設5(大和川上流及び淀川 1)新設1	5	
	フェノール類	5		5	
	銅	3	3	3	3
	亜鉛	5	5	5	5
	鉄	10	10	10	10
	マングан	10	10	10	10
	クロム	2	2	2	2
	ふつ素	15	15	15	15
	ほう素	—	2	—	2
	大腸菌群数	(3,000)	(3,000)……※3	—	—
	温度	—	—	—	45℃
	ヨーヴ消費量	—	—	—	220
	色又は臭気	—	※6	—	※6

(単位:mg/l)

(注)※1 海域に排出する場合はp H 5.0～9.0

※2 N. D. とは「検出されないこと」を示す

※3 大腸菌群数は、1ml中のコ数で示す

※4 特定事業場からの下水の排除が禁止される水質

※5 除外施設の設置を必要とする基準を示す

※6 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

BOD、SSについては大阪市下水道条例の規定にもとづく、汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600mg/lを限度として基準を適用する。

(別表) 新条例による上乗せ基準一覧表

1 下水道終末処理施設、し尿処理施設および共同処理施設以外の施設を設置する工場・事業場

新設既設の別	業種	平均日排水量 (m³/日)	BOD および COD					
			大和川上流		寝屋川下流		神崎川水域 大阪市内	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既	食料品製造業	30以上～50未満	120	150	120	150	120	150
		50～200	60	80	80	100	100	120
		200～1,000	45	60	60	80	70	90
		1,000～5,000	30	40	30	40	35	45
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
既	織維工業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～200	80	100	100	120	100	120
		200～1,000	50	65	70	90	80	100
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
既	パルプ・紙・紙加工品製造業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～1,000	80	100	80	100	100	120
		1,000～5,000	50	65	50	65	60	80
		5,000以上	30	40	30	40	30	40
		30～50	120	150	120	150	120	150
既	化学工業	50～200	80	100	80	100	100	120
		200～1,000	50	65	60	80	80	100
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65
		5,000以上	25	30	30	40	30	40
		30～50	120	150	120	150	120	150
設	鉄鋼業 非鉄金属 金属製品製造業 機械又は 機械器具製造業	50～200	50	65	60	80	60	80
		200～1,000	30	40	35	45	40	50
		1,000～2,000	30	40	35	45	40	50
		2,000～5,000	20	25	20	25	20	25
		5,000以上	10	15	10	15	10	15
		30～50	120	150	120	150	120	150
設	石油製品 石炭製品 製造業	50～500	50	65	50	65	50	65
		500～1,000	30	40	30	40	30	40
		1,000～5,000	30	40	30	40	30	40
		5,000以上	10	15	10	15	10	15
		30～50	120	150	120	150	120	150
設	なめし皮・同製品 毛皮製造業・へい獸取扱業・畜 場・畜産農業等	50～1,000	120	150	120	150	120	150
		1,000～5,000	120	150	120	150	120	150
		5,000以上	10	15	10	15	10	15
		30～50	120	150	120	150	120	150

(但し、BOD、CODについては特定海水使用工場を除く)

SS				※ 下水道整備地域内(旧条例)				備 考	
大和川上流		寝屋川下流域 大和川下流		神崎川 大阪市内水域		BODおよびCOD			
日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大		
150	200	150	200	150	200				
80	100	100	120	120	150				
70	90	80	100	100	120				
60	80	60	80	60	80				
50	65	50	65	50	65				
150	200	150	200	150	200				
100	120	120	150	120	150				
70	90	100	120	100	120				
60	80	70	90	70	90				
50	65	50	65	50	65				
150	200	150	200	150	200				
120	150	120	150	120	150				
90	110	90	110	90	110				
60	80	60	80	60	80				
150	200	150	200	150	200				
100	120	100	120	120	150				
70	90	80	100	100	120				
50	65	60	80	70	90				
30	40	40	50	40	50				
150	200	150	200	150	200				
100	120	120	150	120	150				
70	90	70	90	80	100				
70	90	70	90	80	100				
60	80	60	80	60	80				
40	50	40	50	40	50				
150	200	150	200	150	200				
120	150	120	150	120	150				
80	100	80	100	80	100				
80	100	80	100	80	100				
40	50	40	50	40	50				
150	200	150	200	150	200				
120	150	120	150	120	150				

*
旧条例の値
の方が小
さい場合
は、
新条例の値
にかかわ
らず旧条例
の値を適用す
る。

新設既設の別	業種	平均日排水量 (m³/日)	BODおよびCOD					
			大和川上流		寝屋川下流		神崎川水域 大阪市内	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既設	ガス業	30以上～50未満	50	65	50	65	50	65
		50～1,000						
		1,000～5,000						
		5,000以上						
	洗たく業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～1,000						
		1,000～5,000						
		5,000以上						
新設	その他の業種	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～200	60	80	80	100	80	100
		200～1,000	40	50	50	65	60	80
		1,000～5,000	25	30	30	40	40	50
		5,000以上	20	25	25	30	30	40
新設	すべての業種	30～200	15	20	20	25	20	25
		200～5,000	10	15	15	20	20	25
		5,000以上	5	10	5	10	5	10

2 共同処理施設を設置する工場又は事業場

既設	共同処理施設を設置する工場等	30～1,000	40	50	60	80	100	120
		1,000～5,000	30	40	50	65	80	100
		5,000～10,000	30	40	50	65	80	100
		10,000以上	20	25	30	40	40	50
新設	同上	30以上	20	25	20	25	20	25

3 下水道終末処理施設およびし尿処理施設を設置する工場又は事業場(従来通り)

区分		※ BOD, COD (日平均)	SS (日平均)	水質汚濁防止法 <()は最大値>	
				BOD, COD	SS
既設	活性汚泥法 標準散水ろ床法	20	70	120 (160)	150 (200)
	高速散水ろ床法 モディファイドエアレーション	60	120		
	沈でん法	120	150		
新設		20	70		

* CODについては現在適用されておらず実施は別途告示される。

SS						※下水道整備区域内(旧条例)				備考
大和川上流		寝屋川 大和川下流		神崎川 大阪市内		BODおよびCOD		SS		備考
日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	
150	200	150	200	150	200	20	25	70	90	※旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
50	65	50	65	50	65					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					
150	200	150	200	150	200					
100	120	120	150	120	150					
80	100	90	110	100	120					
60	80	70	90	80	100					
40	50	60	80	70	90					
50	65	50	65	50	65					
30	40	50	65	50	65					
20	25	20	25	20	25					

80	100	100	120	120	150	20	25	70	90	同上
70	90	90	110	110	130					
70	90	90	110	110	130					
60	80	70	90	80	100					
50	70	50	70	50	70					

区分				BOD, COD (日平均)
し尿 浄化 槽	建築基準法施行令(昭和25年政令238号) 第32条第1項の規定に基づき特定行政が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域			処理対象人員 501人以上
	その他 の 区 域			以上 501人~2,000人
				2,001人以上
その他のし尿処理施設				30

4 特定海水使用工場

新設既設の別	業種	平均日排水量 (m³/日)	BODおよびCOD		備考
			日平均	最大	
既設	化 学 工 業	5,000m³未満	23	28	港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は大阪府の区域に属する海域の水を1日当たり平均的に1,000m³以上を使用する工場等に適用する。
		5,000以上～10,000未満	21	26	
		10,000～20,000	19	24	
		20,000～50,000	17	22	
		50,000～200,000	13	18	
		200,000以上	10	15	
	鉄 鋼 業	5,000m³未満	12	17	
		5,000以上	10	15	
		5,000m³未満	31	40	
		5,000～10,000	28	38	
新設	ガス業	10,000～20,000	23	28	
		20,000～50,000	18	23	
		50,000～200,000	11	16	
		200,000以上	10	15	
		5,000m³未満	13	18	
		5,000～10,000	12	17	
	その他の業種	10,000～20,000	11	16	
		20,000～50,000	10	15	
		50,000以上	9	14	
新設	すべての業種		5	10	

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

	平均日排出量 (m³/日)	新 条 例		※※ 下水道整備区域		備 考
		鉱油類	動植物油脂	鉱油類	動植物油脂	
既設	30以上～1,000未満	5	30	5	10	※※の値の方が小さい場合は新条例にかかわらず※※の値を適用する。
	1,000～5,000	4	20			
	5,000以上	3	10			
新設	30～1,000	4	10	5	10	※※の値の方が小さい場合は新条例にかかわらず※※の値を適用する。
	1,000～5,000	3	10			
	5,000以上	2	5			

3. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日閣議決定)

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下道路に面する地域という。）については、目標値は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

(注)本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

地域の類型	該当地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種住居専用地域（市内該当なし）、第二種住居専用地域、住居地域
B	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和47年大阪府公告第307号)
(昭和49年大阪府公告第135号)

4. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70以下
II	75以下

地域の類型Ⅰ、Ⅱについては次のとおりである。

地域の類型	該当地域
I	第一種住居専用地域（市内該当なし）、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

（昭和51年 大阪府公告第90号）

環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分	達成期間	改善目標
新設飛行場 第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
第2種空港 (福岡空港を除く)	A 5年以内 B 10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
新東京国際空港		
第1種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は、85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2. 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は、75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル)

1日2~3回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しあがまんできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼としづかな夜では、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音のくり返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて、[Weighted]作られた単位がWECPNLである。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log N - 27$$

$$\text{ただし、} N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$$

N₂ : 昼 (AM 7~PM 7) の機数 N₃ : 夕 (PM 7~PM 10) の機数

N₄ : 深夜 (PM 10~PM 12) の機数 N₁ : 深夜 (AM 0~AM 7) の機数

5. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値
I	70 ホン以下
II	75 ホン以下

地域の類型I、IIについては次のとおりである。

地域の類型	地 域 類 型 を 当 て は め る 地 域
I	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年 大阪府公告第147号)

環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

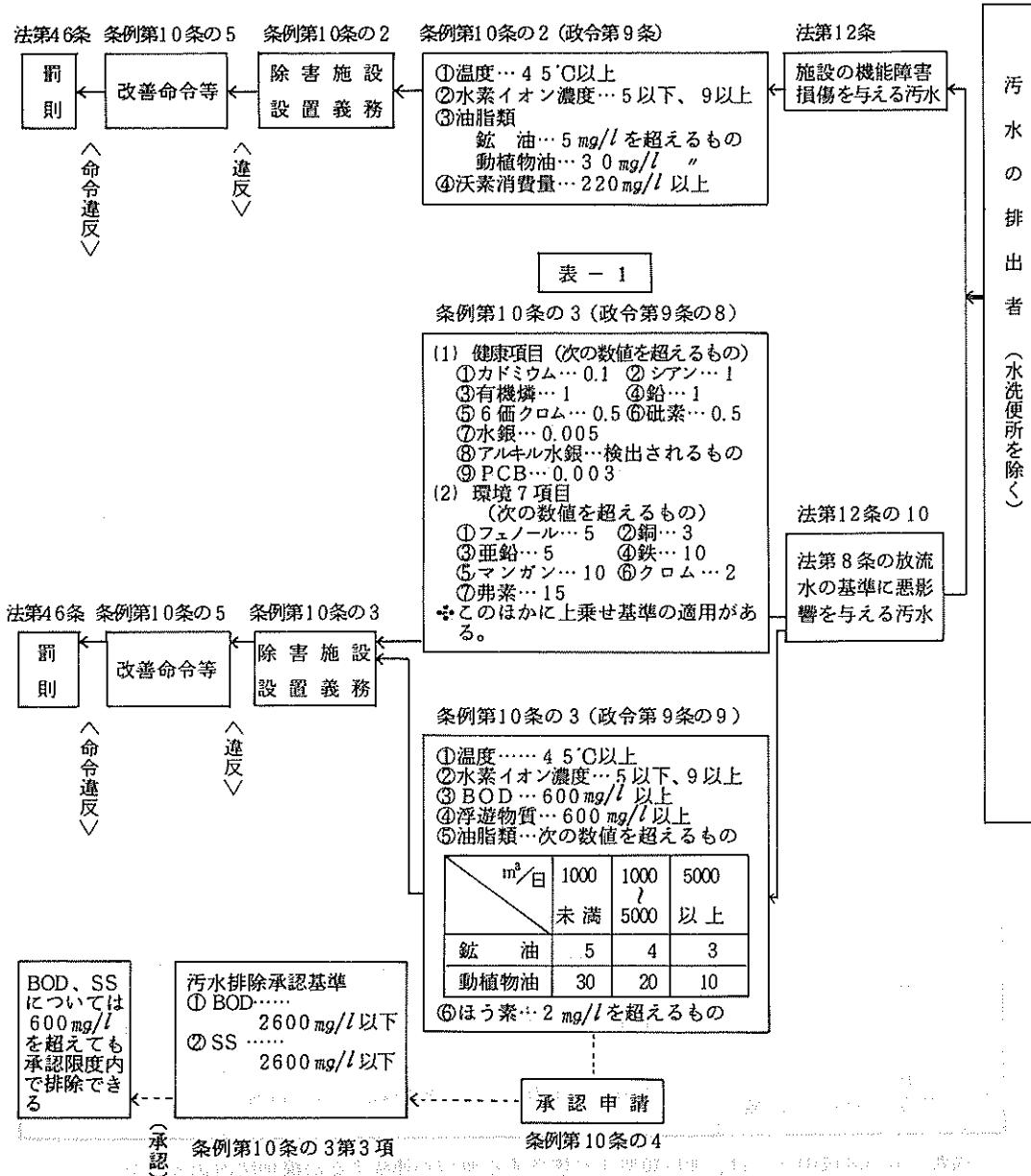
なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80 ホン以上の区域	3年以内	開業時直ちに	
b	75 ホンを越え 80 ホン未満の区域	イ	7年以内	開業時から 3年以内
		ロ	10年以内	
c	70 ホンを越え 75 ホン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

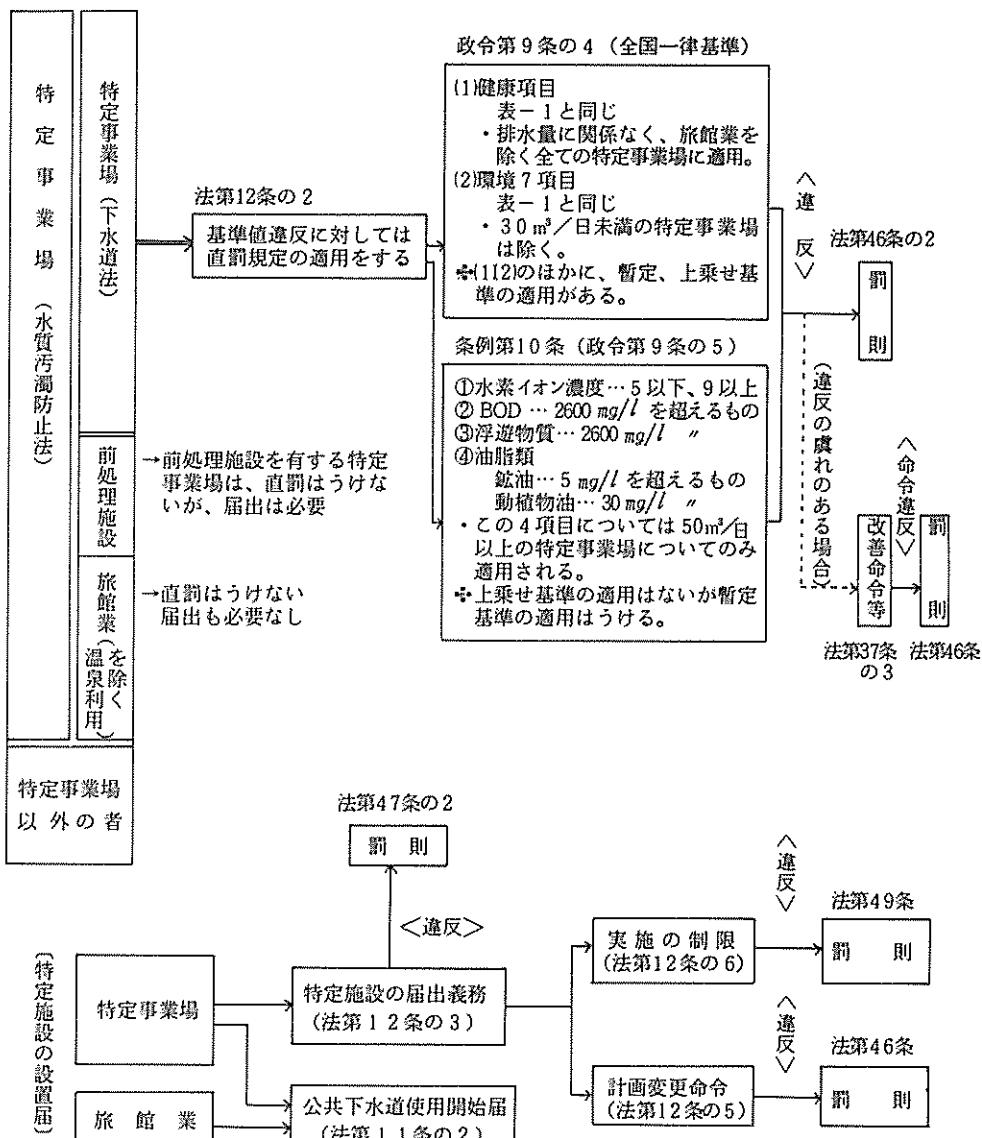
備考 bの区域中イとは、地域類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

2 下水道法等に基づく規制の仕組

(除害施設の設置義務規定に係るもの)



[特定事業場に対する直罰規定に係るもの]



(注意)

[汚水の排出者とは全ての事業場のことをいい、この中で、特定事業場とそれ以外とに分かれる。]

3 大阪市公害対策審議会答申（意見）の概要

年月日	事 項	答申（意見）の概要
40. 12. 8	大気汚染の環境基準について （答申）	（大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を） 提案 ○亜硫酸ガス：日平均値 0.1 ppm ○浮遊ばいじん：日平均値 0.5 mg/m ³ ○降下ばいじん：月平均値 10 t/km ²
44. 10. 24	ビル暖房規制について （答申）	（都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導指針を答申） ○使用燃料のいおう分：1.0%以下 ○新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について （答申）	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による救済対象地域について 答申 ○法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について （答申）	（46年8月策定の本市クリーンエアー） プランの実施に関する意見 ○低いおう燃料の確保 ○自動車排出ガス対策の推進 ○被害者対策の充実 ○調査、研究の充実 ○融資、助成の拡充 ○予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について （答申）	（悪臭防止法の施行（47.5.31）に伴う） 規制措置について答申 ○規制地域：市全域 ○規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけについて （答申）	（窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進すべき事項に関する答申） ○人の健康に影響を与えない濃度条件の設定

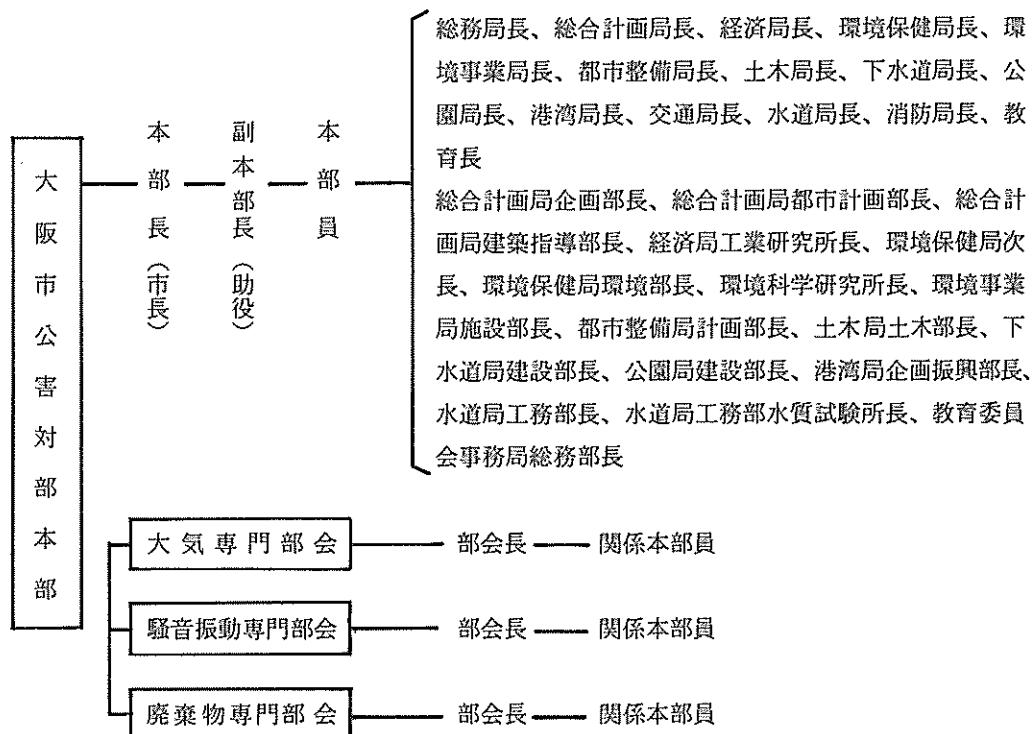
年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
		<ul style="list-style-type: none"> ○発生源の新・増設の制限 ○排出基準の早期設定 ○技術開発の推進 ○自動車排出ガス対策の促進 ○道路計画の再検討 ○測定網の整備・汚染実態の把握 ○調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について (意見)	<p>(48年3月策定の本市クリーンウォーター) —プランの実施に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上流域における対策の強化 ○維持用水の確保 ○工場排水の監視、指導強化 ○下水道整備及び下水の高次処理 ○浮遊じん芥対策の強化 ○財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について (意見)	<p>(法の施行(49.9.1施行)に伴う地域) 指定に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定地域:基礎調査地域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源削減計画について (意見)	<p>(48年11月策定の本市クリーンエアー) —プラン'73の実施に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ○自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ○中小発生源対策の強化 ○粒子状物質対策の強化 ○隣接都市との連携強化
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分にかかる環境汚染防止対策について (意見)	<p>(廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物受入れの基本姿勢 ○受入れ基準 ○環境汚染監視体制 ○調査・観測データーの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について (答申)	<p>(廃棄物処理に関する本市の総合計画(案))に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理の基本的考え方 ○現状把握と将来推計 ○処理対策の問題点 ○計画目標・実施計画について ○総合処理システム構想について

年 月 日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
52. 4. 19	硫黄酸化物対策について (答申)	(硫黄酸化物総量規制の実効を確保するため必要な事項に関する答申) <ul style="list-style-type: none"> ○許容排出総量 ○リザーブ排出量 ○総量規制基準 ○燃料使用基準 ○局地汚染対策等特別対策 ○監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同 上 (意見)	(大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の提示) <ul style="list-style-type: none"> ○燃料中の硫黄含有率 ○新・増設施設に対する措置 ○対策済工場の措置 ○局地汚染の解消 ○排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	(追加 3 物質の規制措置について答申) <ul style="list-style-type: none"> ○規制地域：市全域 ○規制基準：二硫化メチル等 3 物質について設定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について (報告)	(窒素酸化物総量規制のための技術的基礎) について報告 <p>対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の諸条件について検討</p>
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方 (答申)	窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方について答申 <p>二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点では困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言</p>

4 大阪市公害対策関係本部組織

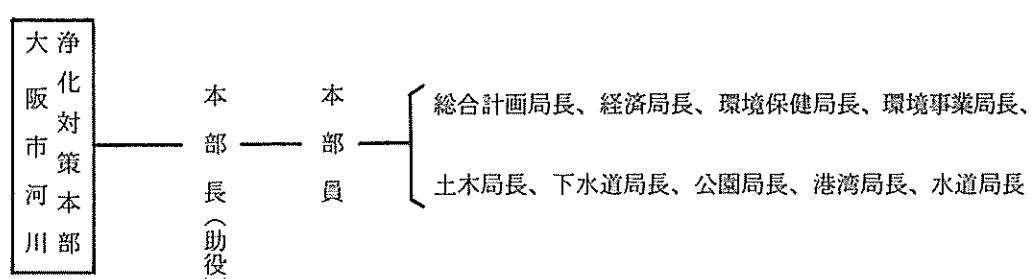
1. 大阪市公害対策本部

(4.5.8.7 設置)



2. 大阪市河川浄化対策本部

(4.9.6.11 設置)



558年度 大阪市公害関連予算

項目 局別		工場適正分散事業費	大気汚染防止対策費	水質汚濁防止対策費	騒音・振動防止対策費	地盤沈下対策費	悪臭防止対策費
環境保健局	58年度	1,000,175	281,429	94,932	99,892	16,133	8,575
	57年度	1,500,175	248,866	93,966	159,519	18,110	10,180
	増△減	△500,000	32,563	966	△59,627	△1,977	△1,605
経済局	58年度			59,595			
	57年度			58,624			
	増△減			971			
環境事業局	58年度		84,000	5,000			
	57年度		0	5,000			
	増△減		84,000	0			
土木局	58年度			118,000			
	57年度			127,000			
	増△減			△9,000			
下水道局	58年度			6,578,000			
	57年度			4,916,000			
	増△減			1,662,000			
港湾局	58年度			635,400			
	57年度			621,700			
	増△減			13,700			
教育委員会	58年度				555,933		
	57年度				562,056		
	増△減				△6,123		
合計	58年度	1,000,175	365,429	7,490,927	655,825	16,133	8,575
	57年度	1,500,175	248,866	5,822,290	721,575	18,110	10,180
	増△減	△500,000	116,563	1,668,637	△65,750	△1,977	△1,605

(単位：千円)

産業廃棄物 処理対策費	健康対策費	助成事業費	融資基金費	その他の 費	計
153,005	25,286,211	220,685	1,217,000	30,830	28,408,867
145,215	24,381,439	245,556	1,317,000	29,188	28,149,214
7,790	904,772	△24,871	△100,000	1,642	259,653
74,000				15,750	149,345
72,000				12,250	142,874
2,000				3,500	6,471
0					89,000
1,800					6,800
△ 1,800					82,200
123,600					241,600
151,000					278,000
△27,400					△36,400
13,000					6,591,000
14,000					4,930,000
△ 1,000					1,661,000
					635,400
					621,700
					13,700
				24,000	579,933
				24,000	586,056
				0	△6,123
363,605	25,286,211	220,685	1,217,000	70,580	36,695,145
384,015	24,381,439	245,556	1,317,000	65,438	34,714,644
△20,410	904,772	△24,871	△100,000	5,142	1,980,501

6 公害規制関係職員数

(58.8.1現在)

7 公害規制関係組織機構

(5.8.8現在)

環境保健局

次長

環境部

企画調整課

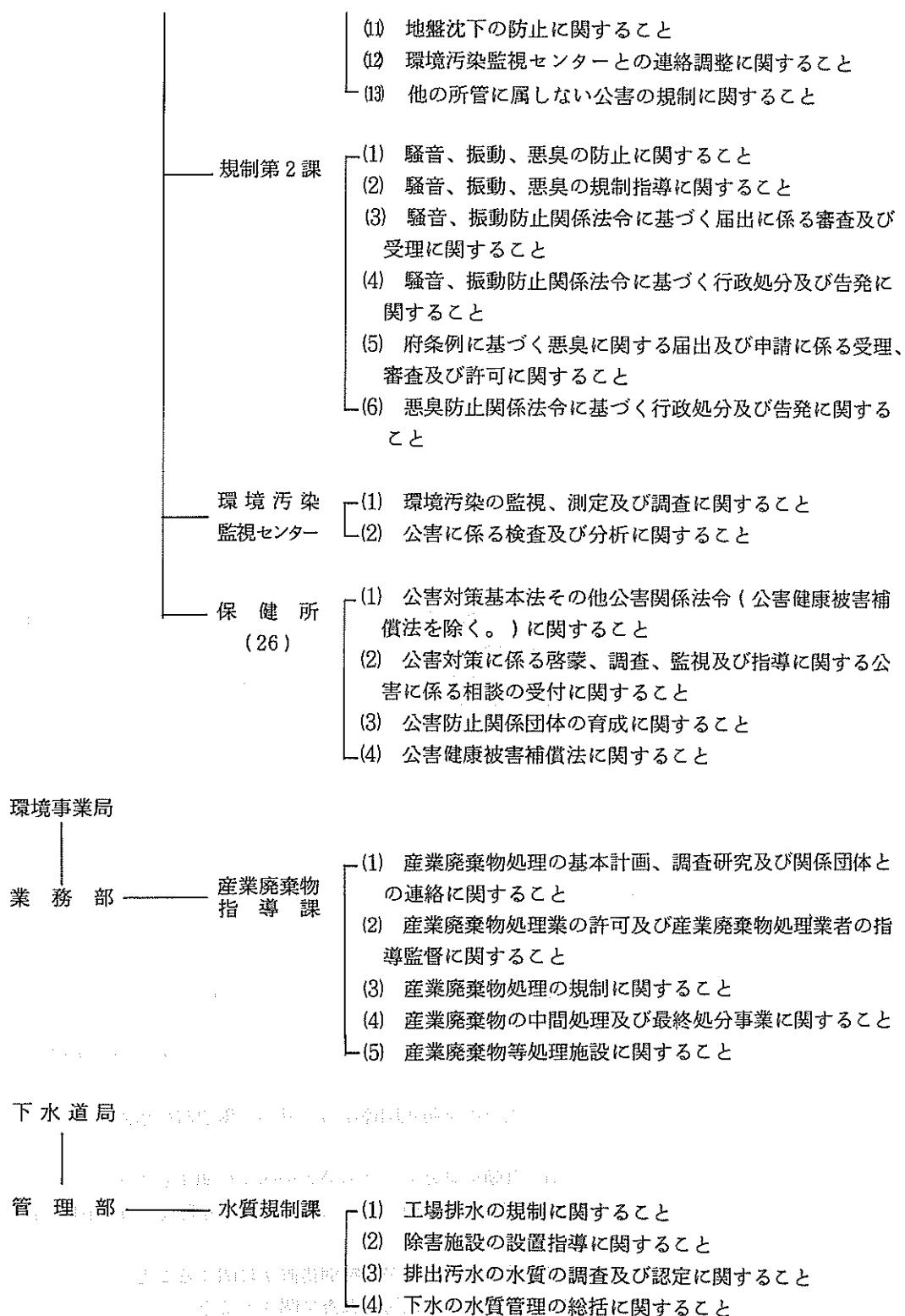
- (1) 公害対策に係る連絡調整に関すること
- (2) 公害防止業務の進行管理に関すること
- (3) 公害対策に係る調査及び資料の収集整備に関すること
- (4) 公害対策審議会に関すること
- (5) 公害対策本部に関すること
- (6) 公害対策に係る啓発及び公害防止関係団体の育成に関すること
- (7) 公害に係る苦情、陳情及び紛争の処理に関すること
- (8) 公害防止に係る融資助成に関すること
- (9) 公害発生源工場の集団化及び移転に伴う跡地の買収に関すること
- (10) 他の課の主管に属しないこと

審査課

- (1) 公害健康被害補償法に基づく審査、認定及び医療費等の支給に関すること
- (2) 公害健康被害補償法に係る各種給付の資料の作成整備に関すること
- (3) 公害健康被害補償法に係る連絡調整に関すること
- (4) 認定患者の保健指導に関すること
- (5) 公害保健福祉事業に関すること
- (6) 公害に係る人体影響の調査に関すること
- (7) その他公害に係る健康被害に関すること

規制第1課

- (1) 大気汚染の防止に関すること
- (2) 大気汚染の発生源等の規制指導に関すること
- (3) 大気汚染防止関係法令に基づく緊急時における発生源の規制指導に関すること
- (4) 大気汚染防止関係法令に基づく届出、申請の受理、審査及び許可に関すること
- (5) 大気汚染防止関係法令に基づく行政処分及び告発に関すること
- (6) 大気汚染防止関係法令に基づく緊急時の措置に関すること
- (7) 自動車排ガスによる公害の防止に関すること
- (8) 水質汚濁(他の所管に属するものを除く。)に関すること
- (9)瀬戸内海環境保全特別措置法に関すること
- (10) 土壌汚染の技術的調査に関すること



8 公害関係協議会等一覧表

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
1	大阪市公害 対策審議会	(事務局) 大阪市環境保健 局環境部 (会長) 関西労働文化教 育研究所理事長 音田 正巳	委員 30名以内 (現在30名)	37. 3. 31	公害関係諸問題についての重要 事項の調査及びその対策の審議 に関する事務 (大気・水質・騒音振動・廃棄物・総合調査の5部会を設置)
2	11大都市 公害主管局 長会議	加盟都市持回り	札幌市 東京都 横浜市 川崎市 名古屋市 京都府 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	44. 11. 14	公害行政の諸問題について意見 の交換と相互の連絡を行い、公 害行政の効果的推進に資すること を目的とする
3	大阪府市公 害行政連絡 協議会	大阪府 大阪市 交互で分担	大阪府 大阪市	42. 1. 10	府、市相互の緊密な連絡協議を 図り、統一的効果的な公害行政 の推進を期する
4	大阪府市長 会行政部会 公害問題主 担者会議	大阪府市長会	府下31市	45. 4. 1	大阪府下各市の公害行政に関する 連絡を密にし、その円滑な運 営をはかり、公害行政全般の改 善推進に資することを目的とする
5	大阪市公害 防止会連合 会	(事務局) 環境保健局環境 部企画調整課 (会長) 城東区公害防止 会会长 行田 一典	北区土地環境推 進協議会ほか 25公害防止会	35. 10. 1 (大阪市媒 煙防止会連 合会として)	公害発生関係事業主により公害 関係諸調査研究、啓蒙等の自主 実践活動を行うほか、自治体の 公害行政に協力し、対策の実を 挙げる

番号	名 称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事 業 概 要
6	全国大気汚染防止連絡協議会	東京都及び大阪府(常任幹事)	大気汚染関係府県市及び国の関係省庁	38.10.1	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討、国への要望
7	近畿大気汚染常時監視連絡会	加盟府県市持回り	大阪府 京都府 兵庫県 和歌山县 奈良県 滋賀県 大阪市 京都府 神戸市 堺市 尼崎市 姫路市 西宮市 和歌山市 大津市 高石市	50.9.9	(目的) 大気に係る汚染の広域性にかんがみ、近畿関係府県、市域における効果的かつ精度の高い常時監視を行うため、環境測定に必要な基礎データの交換、情報の通報、監視技術及び知識の向上に資するための調査研究を行う
8	大阪自動車公害対策推進会議	(庶務) 大阪府生活環境部公害室特殊公害課 大阪市環境保健局環境部規制第1課 (議長) 大阪府知事 岸 昌 大阪市長 大島 靖	大阪市 大阪府 大阪陸運局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 近畿地方建設局 大阪工商會議所 大阪青年會議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自家用自動車連合協会 など23団体	43.4.27	自動車公害防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことを行なう (1) 推進すべき自動車公害対策とその推進方法 (2) 自動車公害対策に関する情報の交換 (3) その他自動車公害防止対策について特に必要と認める事項

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
9	七大都市自動車技術評価委員会	横浜市	大阪市 東京都 横浜市 名古屋市 京都府 神戸市 川崎市	56. 4. 1	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び情報の交換を行う
10	瀬戸内海環境保全知事・市長会議	兵庫県保健環境部 (議長) 兵庫県知事 坂井 時忠	大阪府 兵庫県 和歌山県 岡山县 広島県 島根県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 大阪市 神戸市 北九州市	46. 7. 14	<p>(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること</p> <p>(事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事項</p>
11	(社)瀬戸内海環境保全協会	兵庫県知事 坂井 時忠	大阪府 兵庫県 和歌山県 岡山县 広島県 島根県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 大阪市 神戸市 北九州市 など36団体	51. 12. 22	<p>瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、その他の事業を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的とする</p> <p>(事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 (2) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 (3) 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 (4) 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供</p>

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
12	大阪湾海水汚濁対策協議会	(代表理事) 和歌山県知事 仮谷 志良	大阪府 兵庫県 和歌山县 大阪市 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 高南市 忠岡町 田尻町 岬阪神尼崎明西洲芦津淡東和歌山市	47. 11. 21	(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること (事業) (1) 大阪湾海水汚濁対策の推進 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定の相互協力と情報交換 (3) その他必要事項
18	淀川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局 長 岸田 隆	近畿地方建設局 大阪通産局 国土庁大都市圏整備局 水資源開発公団 大阪府	33. 7. 14	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水

番号	名 称	事業局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事 業 概 要
			京 都 府 滋 賀 県 三 重 県 奈 良 県 兵 庫 県 大 阪 市 京 都 市 神 戸 市 高 梶 市 枚 方 市 守 口 市 尼 崎 市 伊 丹 市 西 宮 市 寝 屋 川 市 阪神水道企業団		質改善の実効をあげるため、つ ぎの事業を行 (1) 淀川の水質保全に関して必 要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対す る協力 (3) 各河川における水質改善の ための調査 (4) その他、本会の目的達成の ために必要な事業
14	大和川水質 汚濁防止 連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局 長 岸田 隆	近畿地方建設局 大阪通産局 国土庁大都市圏 整備局 大 阪 府 大 阪 市 堺 市 富 田 林 市 河 内 長 野 市 松 原 市 柏 原 市 羽 夢 野 市 藤 井 寺 市 河 南 町 太 子 町	42. 5. 12	大和川水系の河川及び水路につ いて水質を調査し、その実態を 把握するとともに、その汚濁の 機構を明らかにし、河川管理上 必要な水質管理の方法、並びに 汚濁防止対策について検討し、 大和川水質改善の実効をあげる ことを目的とし、次の事業を行 う (1) 大和川の水質保全に関する 広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に對 する協力 (3) 大和川水域における水質調 査の調整

番号	名 称	事務局団体 及び会長名等	加 盟 都 市 及 び 团 体 名	設立年月日	事 業 概 要
			狭 山 町 美 原 町 千 早 赤 阪 村 奈 良 県 奈 良 市 大 和 高 田 市 大 和 郡 山 市 天 理 市 樅 原 市 桜 井 市 御 所 市 王 寺 町		(4) 大和川水域における下水道 整備計画の促進
15	神崎川水質 汚濁対策連 絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局 長 岸田 隆	近畿地方建設局 大阪通産局 国土庁大都市圏 整備局 大 阪 府 兵 庫 県 大 阪 市 豊 中 市 吹 吹 田 市 摄 摂 津 市 茨 木 市 高 槻 市 池 田 市 箕 面 市 能 势 町 能 豊 町 尼 嶋 市 伊 丹 市 川 西 市	44. 4. 18	<p>(目的) 神崎川の実態の把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事業

番号	名 称	事務局団体 及び会長名等	加 盟 都 市 及 び 团 体 名	設立年月日	事 業 概 要
			宝 塚 市 猪 名 川 町 神安土地改良区		
16	大阪港海水 汚濁防止対 策協議会	大阪海上保安監 部 (会長) 大阪港長 鈴木 豊	大阪海上保安監 部 近畿海運局 大阪通産局 神戸植物防疫所 大阪検疫所 大 阪 府 大 阪 市 堺 市 高 石 市 泉 大 津 市 民間 28団体	42. 4. 20	<p>大阪港およびその境界付近におけるごみ、流木、廃船、油、汚水などによる海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって船舶の交通安全確保および公害の防止を図るため、次の事項を調査、研究、協議し、対策を推進する</p> <p>(1) 汚濁の実態 (2) 汚濁の発生原因 (3) 汚濁防止対策</p>
17	大阪地盤沈 下総合対策 協議会	大阪市環境保健 局 (会長) 大阪市長 大島 靖	大 阪 府 大 阪 市 大阪商工会議所	36. 11. 27	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行う
18	大阪エネル ギー技術問 題懇談会	(事務局) (社) 大阪工業会	大 阪 府 大 阪 市 (社) 大阪工業会 他	55. 4. 30	<p>(目的)</p> <p>行政・産業界相互の立場からエ ネルギー問題の解消をめざし、 省エネルギーの推進とローカル エネルギーの開発を重点的にと りあげ、府域の効率的なエネル ギー対策に寄与することを目的 とする</p>

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
19	近畿府県主要都市騒音振動連絡会	加盟府県市持回り	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山县 大阪市 京都 神戸市	48. 10. 31	(目的) 騒音振動公害に関する意見交換、情報・資料交換等を通じて、公害行政の改善及び効果的な推進を図る
20	大阪国際空港騒音対策協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 矢塙 与一	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大阪市 吹田市 芦屋市	39. 10. 16	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策をはかること (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案とその促進 (3) 騒音防止及びその対策に関する法制化の促進 (4) その他必要な事業
21	全国民間空港関係市町村協議会	伊丹市 (会長) 伊丹市長 矢塙 与一	全国の民間空港 に關係する 68 市町村が加盟	42. 2. 23	(目的) 加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する
22	公害補償地域(大気系)連絡協議会	大阪市環境保健局環境部審査課	千葉市 東京都(千代田区ほか19区) 横浜市		(1) 国に対する要望事項の検討と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 制度改正案の策定及び制度

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
			川崎市 富士市 名古屋市 東海市 四日市市 楠町(三重県) 大阪市 大吹市 豊中市 堆戸市 神戸市 東大阪市 守口市 八尾市 尾崎市 尼ヶ崎市 倉敷市 玉前市 北九州市 大牟田市	47. 5.31	の将来展望に關すること (4) 各都市との情報の交換 (5) その他

9 公 告 年 表

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
明治 10年 (1877)			5月	・大阪府製造所（鉄工所、かじや、風呂屋）取締規則制定
11年				・渡良瀬川（栃木県）で足尾銅山鉱毒が著しくなる
17年				・大阪府ばい煙取締令（島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止）制定
18年				・別子銅山（愛媛県）の亜硫酸ガス被害が広がる
21年				・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令（旧大阪市内に煙突を立てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転）制定
22年	4月	◦大阪市市制施行（東、西、南、北の4区）		
23年			12月	◦鉱業条令公布（明25.6.1施行）
24年				◦国会で初めて公害問題の質疑が行われる
27年	3月	◦初めて下水道改良事業に着手		
28年	10月	◦市営桜宮浄水場完成（水道事業開始）		
29年			2月	・大阪府製造場取締規則（製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された）制定
			4月	・河川法制定
31年	9月	◦大阪市制特例廃止 ◦市役所分課規定制定（庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制）		
34年			8月	・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
39年			11月	・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生（社会問題化）
40年	6月	◦市立衛生試験所開設		
44年			3月	・工場法制定
大正 3年	3月	◦木津川焼却場開設		
9年			12月	・大阪府工場取締規則（ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令）制定
10年 (1921)	5月	◦市庁舎、現在地に落成		

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
大正 11 年	9月	◦ 第 1 期都市計画下水道事業認可される ◦ 衛生試験所でばいじん量の測定開始		• 神通川（富山県）流域に奇病発生
13 年	4月	◦ 衛生部衛生課を保健部と改称		
14 年		◦ 市域大拡張（44カ町を編入）		
昭和 2 年 (1927)		◦ 市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
3 年		◦ 水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		
5 年		◦ 自動車排出ガス（一酸化炭素）の測定開始		
6 年	10月	◦ 「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定方に 関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出	6月	• 大阪府ばい煙防止規則（都市 計画区域内において、一定濃度以上 のばい煙の発散を禁止） 制定
7 年				
9 年		◦ 地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始		
12 年		◦ 保健部保健係にばい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる		• 保健所法公布
13 年	2月	◦ 保健所を創設（阿倍野）		
14 年	4月	◦ 下水処理場を創設		
17 年	4月	◦ 保健部を保健局と改称		
22 年	4月	◦ 衛生試験所を生活科学研究所と改称		
24 年	7月	◦ 保健局を衛生局と改称 ◦ 大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」 が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした		
25 年 (1950)	4月	◦ 生活科学研究所を衛生研究所と改称 ◦ 保健所に環境衛生監視員設置	8月	• 大阪府事業場公害防止条例制 定
26 年	3月	◦ 工業用水道創設事業に着手		• 横浜ゼンソク多発
28 年	10月	◦ 街頭騒音の定点測定を開始		• 水俣病患者発生
29 年	4月	◦ 工業用水道条例制定	12月 4月	• 大阪府事業場公害防止条例制 定（全面改正） • 清掃法制定
30 年	4月	◦ 工業用水道の完工式挙行	6月	• 工業用水法制定
31 年	6月	◦ ばい煙に関する世論調査を実施	7月	• 近畿地方大気汚染連絡協議会 設立

年	月	大 阪 府	月	大阪府、国、その他
昭和33年	3月 7月	◦「町を静かに」の運動始まる ◦淀川水質汚濁防止連絡協議会設立	12月	•水質保全法制定 •下水道法制定 •工場排水規制法制定 •工場立地法制定
34年	11月 4月	◦ばい煙防止月間はじまる ◦地盤沈下防止条例公布	3月 12月	•(社) 大気汚染研究全国協議会設立
35年	10月	◦大阪市公害防止会連合会設立	7月	•地盤沈下対策都市協議会設立
36年	4月 11月	◦地下水くみ上げ施設(クーリングタワー)転換融資と助成措置の実施 ◦大阪地盤沈下総合対策協議会設立	12月	•四日市ぜんそく多発 •大阪府において、大気汚染濃度測定開始(二酸化鉛法による硫黄酸化物)
37年	2月 4月	◦計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設 ◦大阪市公害対策審議会設置	5月 6月 8月	•建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定 •ばい煙規制法制定 •東京にスモッグが続き問題化 •工業用水法改正(地盤沈下対策の強化を図る)
38年	1月 6月	◦市内18ヶ所でスモッグの視程観測実施 ◦計画局を総合計画局と改称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	7月 10月	•ばい煙規制法に基づく地域指定(大阪市及びその周辺地域)並びに排出基準設定
39年	4月	◦緑化百年運動スタート	6月 7月 10月	•全国大気汚染防止連絡協議会設立 •厚生省に公害課設置 •新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発 •近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律制定
40年 (1965)	4月 12月	◦大気汚染常時監視機構の整備に着手 ◦「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申	5月 6月 11月 12月	•大阪国際空港騒音対策協議会設立 •四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足 •公害防止事業団法制定 •阪神広域スモッグ対策連絡協議会設立 •ばい煙、粉じんに係る規制基準制定(大阪府条例)
41年	4月	◦西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	9月	•新車の排出ガス規制実施(CO濃度3%)
42年	1月 2月 4月	◦大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される ◦大阪府市連絡協議会設立 ◦大阪市総合計画基本構想(マスターplan)発表 ◦大阪港海水汚濁防止対策協議会設立	6月 8月	•下水道整備緊急措置法制定 •公害対策基本法制定 •船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定 •公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律制定

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 42 年	4月	◦大阪市公害防止設備資金融資制度設定		◦四日市ぜんそく事件訴訟提起
	5月	◦大和川水質汚濁防止連絡協議会設立		
43 年	4月	◦大気汚染管理センター設置 ◦大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	6月	◦大気汚染防止法制定 ◦騒音規制法制定 ◦都市計画法制定
	7月	◦大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション 11ヶ所をテレメータ化	8月	◦水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達（厚生省） ◦カネミライスオイル中毒患者多発
	8月	◦大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立		
	11月	◦市独自によるスマッグ情報の発令開始		
44 年	4月	◦神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立 ◦衛生局環境衛生課から公害指導課が独立	12月	◦自動車排出ガス規制の開始（ガソリン車の CO 規制） ◦二酸化いおうの環境基準閣議決定
	8月	◦此花区内主要 6 社と公害防止協定締結	2月	◦公害白書を国会に報告
	10月	◦「ビル暖房の規制について」大阪市公害対策審議会から答申	5月	◦新車の排出ガス規制強化（CO 濃度 2.5 %）
	12月	◦大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される ◦「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申	6月	◦大阪府公害防止条例制定 ◦10 大都市公害主管局長会設立
45 年 (1970)	1月	◦大阪市公害被害者認定審査会条例制定	10月	◦公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定
	2月	◦公害被害認定審査会設置 ◦公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	11月	
	4月	◦衛生局公害指導課から公害規制課が独立	12月	
	6月	◦西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立 ◦西淀川区大気汚染緊急対策に着手		
	7月	◦大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立 ◦西淀川区公害特別機動隊設置	2月	◦一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
	8月	◦大阪市公害対策本部設置 ◦此花区特別対策に着手	4月	◦水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	12月	◦此花区公害特別機動隊設置	6月	◦公害紛争処理法制定 ◦ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表（通産省）
			7月	◦東京都に光化学スマッグ発生 ◦米の中のカドミウム濃度の安全基準を決定（厚生省） ◦大阪府光化学スマッグ暫定対策実施要綱制定 ◦田子の浦ヘドロ問題化 ◦中央公害対策本部設置を閣議決定

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 45 年	12月	◦ 東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生	12月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ カドミウム環境汚染問題発生（八尾地区等） ◦ 水質汚濁防止法、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の公害関係 14 法制定、改正
46 年	1月	◦ 国道 43 号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出	3月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 大阪府公害防止条例制定（全面改正）
	2月	◦ ① 大阪産業廃棄物処理公社設立	5月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 騒音に係る環境基準閣議決定
	4月	◦ バス専用、優先レーン対策の実施	6月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定
	6月	◦ 総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設（管理部、保健部、環境部の 3 部制）	7月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 悪臭防止法制定
		◦ 大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立	8月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 特定工事における公害防止組織の整備に関する法律制定
		◦ 公害規制の権限が全面的に市へ委譲される	9月	<ul style="list-style-type: none"> ◦瀬戸内海環境保全知事市長会議設立
		◦ 大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設	11月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 環境庁発足
	8月	◦ 大気汚染防止計画基本構想（クリーンエアプラン'71）策定		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 光化学スモッグが大阪府下に初めて発生
	10月	◦ 大阪市・堺市公害行政連絡会設立		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 新潟水俣病事件新潟地裁判決
	11月	◦ 木津川周辺特別対策機動班設置		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定
	12月	◦ 「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	12月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
47 年	1月	◦ P C B に係るアンケート等の調査実施	1月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ いおう酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定（大阪府）
	4月	◦ 国道 43 号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ B H C 全面使用禁止（農薬取締法の一部改正による）
	6月	◦ 大阪港に廃船、廃油処理施設建設	6月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 水質汚濁に係る環境基準の告示
	7月	◦ 国道 43 号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申	7月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 浮遊粒子状物質の環境基準告示
			10月	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 悪臭防止法に基づき悪臭 5 物質を指定 ◦ 光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定 ◦ 自然環境保全法制定 ◦ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定） ◦ 四日市ぜんそく事件津地裁判決 ◦ 自動車排出ガスの量の許容限

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 47 年	9月	◦市公用車に排出ガス防止装置取付け	11月 12月 1月 3月 4月 5月 6月 9月 10月 12月	度の設定方針（日本版マスキ一法）告示 • 大阪湾海水汚濁対策協議会設立 • 大阪地域公害防止計画策定 • 自動車排出ガスの量の許容限度設定（48年度規制） • 自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正） • 大阪府自然環境保全条例制定 • 熊本水俣病事件熊本地裁判決 • 悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定 • 「公害に係る健康被害賠償保障制度について」中央公害対策審議会から答申 • 大気汚染に係る環境基準告示 • 第1回環境週間の実施 • 大阪府環境管理計画策定 • 都市緑地保全法制定 •瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 • 公害健康被害補償法制定 • 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 • 航空機騒音に係る環境基準告示
	48年	1月		◦大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始
		3月		◦水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）策定
		4月		◦地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る
		6月		◦大阪市公害被害者の救済に関する規則の制定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施）
		7月		◦「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申 ◦「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申 ◦「クリーンウォータープランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見
		8月		◦悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示
		11月		◦北港処分地一部使用開始 ◦クリーンエアプラン'73策定（主要発生源削減計画）
	49年	6月		◦大阪市河川浄化対策本部設立
		7月		◦分区が実施され、26区となる
		8月		◦河川浄化の一環として水門操作実験開始
		9月		◦大阪市公害被害者の救済に関する規則の廃止
		11月		◦共同利用施設完成（北中島、三国、東三国、西三国） ◦「公害健康被害補償法に基づく地域指定について」大阪市公害対策審議会から意見
		12月		◦公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（12区） ◦環境科学研究所（衛生研究所を改称）環境汚染監視センタ
				• 自動車排出ガスの量の許容限度設定（50年度規制） • 大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）制定 • 大阪国際空港周辺整備機構設立 • 自動車排出ガス量の許容限度設定（軽油車のジーゼル黒煙等） • 土地利用計画法制定 • 公害健康被害補償法施行 • 公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 49 年		一が新庁舎へ移転、業務開始	11月	中央公害対策審議会から答申 ・硫黄酸化物に係る総量規制地域指定（大阪市・堺市ほか）
50年 (1975)	1月	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対し交通規制を要請（国道43号線西淀川区出来島）	2月	・P C B を水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガス量の許容限度設定（51年度規制）
	2月	○「クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源適減計画について」大阪市公害対策審議会から意見	7月	・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示
	3月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養実施		・六価クロム禍問題全国的に広がる
	4月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について」大阪市公害対策審議会から意見	8月	・7大都市自動車排出ガス規制問題調査団設置 ・自動車騒音の大きさの許容限度（許容限度を1～3ポン引下げる）の告示
	6月	○排水規制権限が下水道局に移管	9月	・水質環境基準の類型指定追加（第2寝屋川、平野川）
	8月	○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実施	10月	・大阪空港騒音調停成立 ・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大（大阪市全域）	12月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正（有効期限2年延長） ・振動規制法公布 ・悪臭防止法の一部改正（悪臭物質に3物質追加） ・六価クロム化合物含有鉱さい環境汚染調査結果発表 ・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示 ・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府） ・(社)瀬戸内海環境保全協会設立
51年	3月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪市公害対策審議会から答申 ○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置 ○大阪市総合交通対策本部設置 ○転地療養施設を西奈良病院に開設	5月	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係政省令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等） ・大阪国際空港にエアバス就航
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会に諮問	3月	
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫	5月	

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 52 年	5月	黄酸化物総量規則の導入について」大阪市公害対策審議会から答申	5月	・環境保全長期計画策定（環境庁）
		○クリーン大阪センター完成（有害産業廃棄物コンクリート固化施設）	6月	・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定
		○大阪廃棄物対策協議会設立	8月	・重量ガソリン車、ジーゼル車に係る52年度規制実施
	6月	○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申	9月	・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府）
		○転地療養施設を長尾病院に変更	11月	・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示（大阪府）
	10月		12月	・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申
				・「自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会から答申
	53年 1月	○「環境基準達成のための実施方策について」（硫黄酸化物総量規制実施に係る意見）及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	1月	・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示
		○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定	3月	・大阪地域公害防止計画再策定
		○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	4月	・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申
54年	1月		6月	・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定
			7月	・自動車排出ガス昭和53年度規制実施
			10月	・大阪国際空港に国際線エアバス就航
	2月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	11月	・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
		○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	2月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 54 年	4月	◦ 水質常時監視システム稼動開始	3月	• 「水質の総量規則に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申
	7月	◦ O E C D のセミナー（都市交通と環境）に市長出席	4月	• 「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申
			5月	• 「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表
			6月	• 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量（C O D）に係る総量削減基本方針を策定
			8月	• 軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス 5 6 年規制を告示
			10月	• 「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布（滋賀県）
	55 年 3月	◦ 公害に係る市政モニター調査結果発表	1月	• 大阪府合成洗剤対策推進要綱制定
	4月	◦ 公害パトロール車に電気自動車 2 台を導入	3月	• 大阪府等 20 都府県の化学的酸素要求量（C O D）に係る総量削減計画を承認（内閣総理大臣）
	10月	◦ 環境保健局に悪臭規制係を新設		• 「環境影響評価法案要綱」を関係閣僚会議了解
	12月	◦ 大阪市合成洗剤対策実施要綱制定		• 「二酸化窒素に係る環境基準の科学的根拠について」大阪府二酸化窒素に係る専門家会議報告
		◦ 沿道環境調査検討会設置	4月	• 化学的酸素要求量（C O D）に係る総量削減計画を告示（大阪府）
			5月	• 燐及びその化合物に係る削減指導方針を告示（大阪府）
			6月	• 「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定
			9月	• 大阪府、化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
				• 既設施設についての窒素酸化物の第 3 次排出基準適用
				• 中央公害対策審議会・交通公害部会を設置
				• 重量ガソリン車、軽貨物車及び副室式ジーゼル車に対する排出ガス並びに乗用車に対する

年	月	大 阪 市	月	大阪市、国、その他
昭和 55 年				
56 年	3月 6月	◦ 大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置 ◦ 環境庁設立 10 周年記念講演会第 9 回環境週間の実施	11月 12月 1月 3月 4月 6月 8月 9月	る 57 年規制を告示 • 名古屋地裁・新幹線公害訴訟判決 • 地球的規模の環境問題に関する懇談会設置（環境庁） • 中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見具申 • 生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本の方策について」答申 • 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンビング条約）発効 • 中央公害対策審議会企画部会「1980 年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告 • 新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス 56 年規制実施 • 中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申 • 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財特法）の適用期限 10 年延長 • 大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置 • 運輸省関西新空港計画 3 点セット要約提示 • 大阪府関西新空港地域整備構想まとまる • 硝酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正 • 広域臨海環境整備センター法公布 • 直接噴射式ディーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の 58 年規制を告示 • 硝酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令等公布

年	月	大 阪 市	月	大阪府、国、その他
昭和 56 年			10月	・京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布
57 年	6月	・大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称 ・産業廃棄物実態調査	11月	・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令
	8月		12月	・大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し
			2月	・「環境庁十年史」発行
58 年	5月		3月	・大阪府環境総合計画概案発表
	6月	・クリーンウォータープラン'83（大阪市水域環境保全基本計画）策定 ・環境月間（1日～30日） ・大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策のすすめ方について」答申 ・産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管	6月	・大阪府産業廃棄物処理計画策定 (昭和 57～65年度)
			10月	・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示 (大阪府)
			11月	・中央公害対策審議会「湖沼の窒素及び磷に係る環境基準及びその測定について」答申
			3月	・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認
			4月	・大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行 ・廃棄物処理法施行令の一部改正 (「建設木くず」の産業指定)公布